

令和2年10月以降のスポーツ施設の料金改定等について

スポーツ施設の料金改定等（料金の導入）は、次の内容で実施いたします。
 また、津久井地域のスポーツ施設に適用される旧町の減免規定については、令和3年4月1日
 利用分以降から廃止となり、同日以降の利用には下表に示す料金が必要となります。

【令和2年10月1日からの改定内容】

旧町の減免規定は、令和3年3月31日の利用分までは適用となります

施設	利用区分等	現行料金	改定料金	備考
小山公園ニュースポーツ広場	使用料(1回)	0	220	小人は半額
"	照明料(1回)	200	200	小人は半額
サーティーフォー相模原球場(体育室)	個人利用(1回)	130	160	小人は半額
古淵鶴野森公園屋外水泳プール	2H	200	220	小人は半額
小倉プール	1回	390	500	R3年度利用からの適用
相模湖林間公園ゲートボール場	2H	200	160	
日連グラウンド	少年野球・ソフトボールの利用2H	1,000	500	
牧郷体育館	2H	1,000	460	
沢井体育館	2H	1,000	460	
名倉グラウンドゲートボール場	2H	260	160	
名倉グラウンド多目的室	2H	1,300	930	

以下の施設は、指定管理者が料金を(条例の範囲内で)定める施設となりますので、施設のHP等をご確認ください。

施設	利用区分等	現行条例料金	改定条例料金	備考
相模原ギオンスタジアム	個人利用(1回)	260	320	小人は半額
相模原ギオンフィールド	個人利用(1回)	260	320	小人は半額
さがみはらグリーンプール	個人利用(1日)	3,200	4,100	小人は半額
北総合体育館	個人利用(1日)	780	990	小人は490円
ふじのマレットゴルフ場	1回	130	160	

その他、相模原ギオンアリーナ・北総合体育館・銀河アリーナのトレーニング室についても料金が改定されます。

【令和3年4月1日からの改定内容(旧市域のスポーツ施設)】

施設	利用区分等	現行料金	改定料金	備考
横山公園野球場	2H	4,200	5,400	
鹿沼公園軟式野球場	2H	2,600	3,300	
ウイツひばり球場	2H	2,600	3,300	
相模台公園軟式野球場	2H	2,600	3,300	
サーティーフォー相模原球場	グラウンド2H	8,900	11,500	
"	体育室(専用利用1日)	3,600	4,600	
"	会議室1H	650	840	
相模原市体育館	体育室0.5H(入場料無)	190	240	
"	柔道場0.5H	90	110	
"	弓道場0.5H	90	110	
相模原麻溝公園スポーツ広場	2H	0	4,600	
小山公園スポーツ広場	2H	0	4,600	
相模原北公園スポーツ広場	2H	0	4,600	
内出公園スポーツ広場	2H	0	500	
緑が丘2丁目公園スポーツ広場	2H	0	500	
深堀中央公園スポーツ広場	2H	0	1,000	
下溝古山公園スポーツ広場	2H	0	1,000	
三栗山スポーツ広場	2H	0	1,000	
昭和橋スポーツ広場	2H	0	500	
新磯野スポーツ広場	2H	0	500	

以下の施設は、指定管理者が料金を(条例の範囲内で)定める施設となりますので、施設のHP等をご確認ください。

施設	利用区分等	現行条例料金	改定条例料金	備考
銀河アリーナ(アイススケート)	専用利用(1日・入場料無)	157,500	184,500	
"	特別専用1H	14,000	16,400	
相模原ギオンスタジアム	専用利用(1日)	62,400	81,000	
相模原ギオンフィールド	専用利用(1日)	45,500	59,100	
さがみはらグリーンプール	専用利用(50mプール1日)	156,250	167,500	
"	専用利用(飛込みプール1日)	68,750	73,750	
"	会議室1日	12,500	16,250	
相模原ギオンアリーナ	大体育室(全面1日)	39,000	50,700	
"	中体育室(全面1日)	18,200	23,600	
"	小体育室(全面1日)	10,400	13,500	
"	柔道場(全面1日)	7,800	10,100	
"	弓道場(全面1日)	5,700	7,400	
"	剣道場(全面1日)	7,800	10,100	
"	大会議室1日	5,700	7,400	
"	小会議室1日	2,850	3,700	
北総合体育館	体育室(全面1日)	28,600	37,100	
"	柔道場(全面1日)	2,800	3,600	
"	剣道場兼卓球場(全面1日)	5,700	7,400	
"	多目的室(1日)	2,800	3,600	
"	弓道場(全面1日)	5,700	7,400	

【令和3年4月1日からの改定内容(津久井地域のスポーツ施設)】

旧町の減免規定等は令和3年4月1日から廃止となり、同日以降の利用には下表に示す料金が必要となります。

施設	利用区分等		改定料金	備考
津久井又野公園多目的グラウンド	2H		4,600	
津久井又野公園テニスコート	2H		1,300	
相模湖林間公園野球場	2H		6,700	
相模湖林間公園テニスコート	2H		1,300	
原宿グラウンド	全面2H		1,000	1面は500円
城山湖野球場	2H		500	
中沢グラウンド多目的グラウンド	2H		500	
中沢グラウンドテニスコート	2H		400	
城山湖テニスコート	2H		400	
青野原グラウンド多目的グラウンド	2H		1,000	
青野原グラウンドテニスコート	2H		240	
串川グラウンド多目的グラウンド	2H		1,000	
串川グラウンドゲートボール場	2H		160	
国体記念鳥屋グラウンド	2H		1,000	
与瀬グラウンド	2H		500	
内郷グラウンド	2H		500	
小原プール	1回		130	小人は60円
日連グラウンド	2H		500	
名倉グラウンド多目的グラウンド	2H		3,200	
名倉グラウンドテニスコート	2H		1,300	
名倉グラウンドゲートボール場	2H		160	
名倉グラウンド多目的室	2H		930	
牧郷体育館	2H		460	
沢井体育館	2H		460	